

# 健康保険・福祉医療の証の更新

健康保険の証と福祉医療の証には有効期限があり、次のとおり更新日を迎えます。更新日以降は、新しく届いた被保険者証（保険証）・受給者証などを使用してください。

## ■健康保険の証の更新

保険証の種類	更新日	証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	新規申請を希望する場合	問い合わせ
国民健康保険 (社会保険に加入していない75歳未満の人)	8月1日(日)	限度額適用認定証(※1)	オレンジ色	要	更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または各支所で申請してください。申請用紙は、市ホームページに掲載しています。郵送でも手続きできます。	7ページの「医療機関での支払い軽減」を確認してください。	☎9159 保険課国保年金グループ
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	要	7月末に市役所から送付します(70歳~74歳の人は更新がありません)。		
		特定疾病療養受療証	水色	不要	7月末に市役所から送付します。		
		保険証	紫色	不要	7月末に市役所から送付します。		
後期高齢者医療制度	8月1日(日)	保険証兼高齢受給者証(70歳~74歳の人)(※2)	紫色	不要	7月末に市役所から送付します。前年中の所得に応じて、2割または3割の一部負担金の割合を記載しています。負担割合の判定基準は、国保活用ブックを確認してください。	7ページの「医療機関での支払い軽減」を確認してください。	☎9160 保険課医療グループ
		被保険者証	水色	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で送付します。		
		限度額適用・標準負担額減額認定証	緑色	不要	【認定要件】 市民税が非課税世帯であること これまで申請したことがあり、令和3年度市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に送付します。課税世帯となった人には送付されません。		
	限度額適用認定証	灰色	不要	医療機関窓口で負担割合が3割の加入者で、これまで申請したことがあり、令和3年度の市民税課税所得が145万円以上690万円未満の人と、その同一世帯の人は被保険者証と一緒に送付します。			
更新なし		特定疾病療養受療証	茶色	不要	有効期限がないため、そのまま使用できます。		

古い保険証・高齢受給者証などは自分で破棄してください。  
 ※1 70歳~74歳の課税世帯の人は「保険証兼高齢受給者証(※2)」が代わりになる人もいます  
 ※2 70歳~74歳の人は、保険証と高齢受給者証を1枚にして送付します  
 なお、令和3年8月2日以降に70歳になる人には、誕生月(誕生日が1日の方は誕生月の前月)に保険証兼高齢受給者証を送付します。保険証兼高齢受給者証は70歳になった翌月(誕生日が1日の方は70歳になった月)から使用できます。75歳の誕生日を迎える人は、後期高齢者医療制度に移行しますので、誕生日の前日が有効期限となります

## ■福祉医療の証の更新

保険証の種類	更新日	証の色	更新手続き	手続きの方法	手続きに必要なもの	問い合わせ
重度心身(身体)障害者医療	8月1日(日)	緑色	原則不要	令和3年1月1日現在、市内に住民票のなかった人が、本人および世帯主の場合や、申告していない場合など、更新手続きが必要になることがあります。手続きが必要な人には、6月に通知を送付しています。	【共通】 ・郵送した申請書 ・保険証 ・印鑑(ゴム製不可) ・特定個人情報照会のための同意書または令和3年度課税台帳記載事項証明書(※)など	☎9160 保険課医療グループ
重度心身(精神)障害者医療		白色	要	・身体障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・自立支援医療費受給者証(精神通院)		
ひとり親家庭等医療		オレンジ色	要	現在受給している人は、5月下旬に更新申請の通知を送付しています。 ・郵送した申請書(必要事項を記入して押印) ・児童扶養手当証書または遺族年金証書など ・受給対象者の健康保険証 ・印鑑(ゴム製不可) ・令和3年度課税台帳記載事項証明書(※)など		

※令和3年1月1日に廿日市市に住民票があった場合は不要です

# 令和3年度 介護保険料

表 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

保険料段階		令和3年度	
		月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税	2,749円 (1,650円)	32,990円 (19,794円)
	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	3,684円 (2,309円)	44,206円 (27,711円)
第3段階	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	4,124円 (3,849円)	49,485円 (46,186円)
第4段階	本人が市民税非課税 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	4,949円	59,382円
第5段階 基準額	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超	5,498円	65,980円
第6段階	本人の前年の合計所得金額が125万円未満	6,598円	79,176円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	7,148円	85,774円
第8段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	8,248円	98,970円
第9段階	本人が市民税課税 本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	9,072円	108,867円
第10段階	本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	9,622円	115,465円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	10,172円	122,063円
第12段階	本人の前年の合計所得金額が800万円以上	10,997円	131,960円

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額から土地などの譲渡所得による特別控除と給与所得または公的年金等の雑所得がある場合の10万円控除をした後の金額です

※( )内は公費を投じて行う保険料軽減措置後

※令和3年8月から対象の要件が一部変更となります。詳しくは、8月号の広報でお知らせします

※預貯金などの資産要件は、所得に応じて異なります

※市への申請手続きが必要です

※現在、負担の軽減を受けている人の有効期間は7月末までのため、毎年更新の手続きが必要です。通知を送付しているため、早めに手続きをしてください

※令和3年8月の要件が一部変更となります。詳しくは、8月号の広報でお知らせします

問い合わせ  
 介護保険制度 高齡介護課 ☎9155  
 介護保険料 課税課係 ☎9114

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスの必要な費用などから算出された基準額を基に、3年ごとの事業計画で決定しています。介護保険料の額は、一人の収入を考慮して所得段階により異なります(表のとおり)。

※消費税率の引き上げを受け、低所得者の保険料の負担を軽減するため、保険料

段階第1~3段階に該当する人が負担する保険料は( )の額になります

※保険料を滞納すると、介護サービスの利用が制限されることがあります

※令和3年度分の介護保険料額は7月中旬に通知します

■介護保険料の納付方法  
 年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」

特別徴収の対象は、高齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給している人です

※特別徴収の対象となる人でも、年度の途中で65歳になった人や転入・転出した人などは当分の間普通徴収です

## 介護サービスを利用する人へ

問い合わせ 高齡介護課 ☎9157

■介護保険負担割合証の発行  
 事業対象者または要支援、要介護の認定を受けている人全員に、8月からの利用者負担の割合(1~3割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。

■食費などの負担軽減  
 介護保険施設に入所した場合(ショートステイを含む)、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要です。ただし、一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。

※負担軽減の割合は所得に応じて異なります

対象 市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身または夫婦で一定の金額以下の人